

国富町外部公益通報の事務処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する行政機関としての町に対する外部からの公益通報(以下「外部公益通報」という。)に係る事務手続を定めることにより、これを適正に処理し、もって事業者の法令の遵守を推進するとともに外部公益通報者の保護を図ることを目的とする。

(通報対象事実)

第2条 外部公益通報の通報対象事実は、法第2条第3項に規定する個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として法別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実及び同表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが当該犯罪行為の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等のうち、町が処分又は勧告等をする権限を有するものとする。

(通報者の範囲)

第3条 外部公益通報の通報者(以下「外部公益通報者」という。)の範囲は、前条の通報対象事実に関する法第2条第1項に規定する労働者(当該事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者をいう。)とする。

(外部公益通報窓口)

第4条 外部公益通報及びこれに関する相談を受け付けるため、総務課に通報窓口を設置する。

(通報者の保護)

第5条 町は、通報等の受付から処理の終了まで、通報者の保護につき、最大限

の配慮を行わなければならない。

(受付方法)

第6条 外部公益通報は、文書、電子メール、ファクシミリ、電話又は面談による聴き取りにより受け付けるものとする。

(公益通報処理委員会)

第7条 外部公益通報に係る事案の処理を適切に行うため、国富町外部公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は副町長の職にある者を、委員

は総務課長の職にある者をもって充て、教育長の職にある者に対し、町長が委嘱する。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、必要に応じて関連する事務を所掌し、

又はその事務に関連する主管課の長（以下「主管課長」という。）を臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

5 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事案については、調査することができない。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公益通報に係る受付処理に関する事。

(2) 通報対象事実に係る調査に関する事。

(3) 通報対象事実に係る是正措置、再発防止策その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）に関する事。

(4) その他公益通報者保護制度の実施に関し、必要な事項に関する事。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、通報対象事実の主管課長を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(受理の決定等)

第10条 通報窓口の事務に従事する者は、外部公益通報を受け付けたときは、当該外部公益通報を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告を受け、当該通報を外部公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、外部公益通報者に通知するものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 3 前項の決定に当たり、次に掲げるものは、外部公益通報として受理しない。
 - (1) 内容が具体性を伴わず不分明なもの
 - (2) 内容が虚偽であることが明らかなもの
 - (3) 単なる風聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの
 - (4) 第2条に規定する通報対象事実に該当しないことが明らかなもの

(5) その他第3条に規定する通報者の範囲に含まれないことが明らかなもの

4 委員会は、受け付けた外部公益通報に係る通報対象事実について、町が処分又は勧告等をする権限を有しないものであるときは、外部公益通報者に対して法第14条の規定により当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。

(調査の実施)

第11条 委員会は、前条の規定により受理した事案について、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 委員会は、前項の調査の実施に当たっては、外部公益通報者の秘密を保持し、外部公益通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第12条 委員会は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めることは、是正措置等を講ずるものとする。

(外部公益通報者への通知)

第13条 委員会は、是正措置等を講じたときは、その内容を遅滞なく外部公益通報者へ通知するよう努めるものとする。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の通知を行うに当たっては、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

(協力の義務等)

第14条 町職員は、第11条第1項の規定により委員会が行う調査に協力するものとする。

2 町は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

3 町は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が

複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は是正措置等を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(外部公益通報以外の通報の取扱い)

第15条 委員会は、外部公益通報として受理しないものについても、その内容が法令遵守の観点から外部公益通報に準じた取扱いをすべきものと認めるべきは、第11条、第12条及び第13条の規定に準じた処理を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

